

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の交通事故防止に関する訓令

制 定 平成 14 年 7 月 26 日訓令第 6 号

最近改正 平成 27 年 9 月 10 日訓令第 2 号

## (目的)

**第 1 条** この訓令は、職員が自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に乗車する場合の遵守すべき事項等を定め、もって職員の交通事故の防止を図ることを目的とする。

## (安全運転の徹底)

**第 2 条** 職員は、自動車を運転するときは、常に法令を遵守し、人命尊重及び互譲の精神に徹し、並びに安全運転を心がけなければならない。

**第 3 条** 職員は、自動車を運転するときは、次に掲げる道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）の義務に違反することがないように、特に留意しなければならない。

- (1) 法第 65 条第 1 項に規定する酒気帯び運転の禁止
- (2) 法第 64 条に規定する無免許運転の禁止
- (3) 法第 22 条第 1 項に規定する最高速度の遵守義務
- (4) 法第 71 条の 3 に規定する座席ベルトに係る遵守義務

## (運転者以外の座席ベルトの装着)

**第 4 条** 職員は、運転者席以外の乗車装置に乗車したときは、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）に定める場合を除き、座席ベルトを装着しなければならない。

## (交通事故時の措置)

**第 5 条** 職員は、自動車の運転中に交通事故が発生したときは、負傷者の救護に万全を尽くす等法令に定められた措置を講ずるほか、直ちに、その旨を上司に報告しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成 14 年 7 月 26 日から施行する。

## 附 則（平 27. 9. 10 訓令 2）

この訓令は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。